

条件付きで、参加要件を満たしているとみなすことができると判断した資格・検定試験

試験名：International English Language Testing System (IELTS)

実施主体名：IDP:IELTS Australia

確認結果：申込のあった試験（アカデミック・モジュール）について、引き続き日本国内での実施実績を積み、参加要件第4の1で求める「2年以上」の実績を満たすことを条件として、参加要件を満たしているものと認める。

理由：IELTS テスト自体は、他の実施主体によっても実施されており、既に日本において十分な実績を有しているが、IDP:IELTS Australia としての試験運営実績については、試験開始が平成28年6月であるため、申請日の時点（平成29年12月）において2年以上、国内での実施実績を有しているとは認められない。但し、今後、引き続き実績を積み重ねることにより、平成30年6月には国内での実施実績が2年に達すると見込まれることから、このことを条件として、参加要件を満たしているものと認めることが適当と判断した。

【参考】大学入試英語成績提供システム参加要件（抜粋）

第4

- 1 日本国内において、原則として、申請日の時点において2年以上、英語に係る資格・検定試験が広く実施されている実績があること。

ただし、既に英語に係る資格・検定試験の実績がある実施主体において同一試験と認められる範囲での試験内容の変更を行う場合や、同実施主体において新たな試験を開発する場合には、独立行政法人大学入試センター大学入試英語成績提供システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議により、基礎となる資格・検定試験で得られた知見の活かされ方を勘案し、実績が2年に満たない場合であっても参加を可能とする場合がある。